

さいたま市水道局公告第96号

CAD連動設計積算システムハードウェア再構築（賃貸借及び保守）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年10月12日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

CAD連動設計積算システムハードウェア再構築（賃貸借及び保守）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 外1か所

(3) 業務概要及び数量

仕様書のとおり

(4) 履行期間

平成31年2月1日から平成36年1月31日まで

2 入札の場所及び日時

(1) 入札場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(2) 入札日時

平成30年11月15日（木）午前9時30分

3 入札方法

一般競争入札

4 参加形態

単体企業

5 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に営業種目「OA機器リース等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成20年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

6 仕様書の貸出

仕様書の貸出方法は、さいたま市ホームページから水道局仕様書貸出申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、次により貸出するものとする。

(1) 貸出場所

さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

(2) 受付期間

平成30年10月12日（金）から平成30年10月31日（水）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

7 入札参加資格の有無の確認

本入札に参加を希望する者は、下記の書類を提出して入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書の配布

ア 配布場所

さいたま市ホームページからダウンロードする。

イ 配布期間

6(2)に同じ

(3) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

ア 提出先

6(1)に同じ

イ 受付期間

6(2)に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参

8 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込兼資格確認申請を行った者に対し、参加資格確認終了後、次により競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

6(1)に同じ

(2) 交付日時

平成30年11月5日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、7の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額等

入札金額は、総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(6) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

1.0 落札者の決定方法

さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規定第34号。以下「契約事務規程」という。）第24条第1項及び第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1.1 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、契約事務規程第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

1.2 入札の無効

契約事務規程第27条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

1.3 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

1.4 契約書の作成の要否

要

1.5 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。